

予防予第19号

令和元年12月25日

事務担当者各位

北はりま消防組合

消防本部消防部予防課長

住居併用複合用途防火対象物における自動火災報知設備の取扱いについて  
(通知)

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第21条第1項第3号イの規定により、（16）項イについては延べ面積が300平方メートル以上で自動火災報知設備の設置が必要であるが、以下の要件を満たす住居併用の（16）項イ（以下「住居併用複合用途防火対象物」という。）については、令第32条の規定を適用し、令第21条の規定により設置し、及び維持しなければならない自動火災報知設備に代えて、特定小規模施設における防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「省令」という。）第3条第1項に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を設置することができるものとする。

記

1 特小自火報を設置できる住居併用複合用途防火対象物

- (1) 令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供する部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
- (2) 特定用途に供する部分の存する階は避難階（2階を含む。）であり、かつ、無窓階以外の階であること。

2 特小自火報の設置基準

- (1) 特小自火報は住居部分を含む建物全体を警戒するよう設置すること。
- (2) 特小自火報の設置及び維持に関する技術上の基準は、省令第3条第2項及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）に定める基準によること。

なお、省令第3条第2項第2号ハの規定は、特定用途部分が（2）項ニ又は（5）項イの用途に供する場合について適用するものである。